

路外駐車場設置届チェックシート				
駐車場名				
提出書類			部数	
チェック				
設置前の届出	路外駐車場設置(変更)届出書 様式1		2部	
	駐車場の位置を示した地形図(1/10,000以上)			
	平面図(1/200以上) ※駐車場法施行令に基づく構造及び技術的基準が分かるもの			
	業務(管理)委託契約書の写(委託する場合のみ)			
	建築物の場合	平面図(1/200以上):各階		
		立面図(1/200以上):2面以上		
		断面図(1/200以上):2面以上		
機械式駐車装置を用いる場合	特殊装置設置計画書			
	大臣認定書の写し			
	認定の条件に適合していることがわかる図面、資料			
設置後	路外駐車場管理規定届 様式2-1 ※供用開始後10日以内 (出入口と公道の位置関係が確認できる全景写真を添付)			
	路外駐車場管理規定変更届 様式2-2 ※変更後10日以内			
	路外駐車場休止(再開、廃止)届 様式2-3 ※変更後10日以内			
	管理規定			

根拠法令	技術的基準	チェック	
出入口の設置場所 (施行令 第7条)	道路交 通法 (第 4 4 条)	交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	に 設 け て は な ら な い
		トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)	
		交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分	
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
		軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分	
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
		その他交安委員会が指定した場所	
		横断歩道橋(地下砲弾歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分	
		幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	
		橋(国土交通大臣が認めるものを除く)	
		幅員6m未満の道路	
		縦断勾配が10%を超える道路	
		前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く)	
	駐車面積が6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10m以上とすること(中央分離帯によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く)		
	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5m以上とすること		
	出口付近の構造は、2m(二輪1.3m)後退し車路の中心線1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること		

車路 (第8条)	建築物である場合	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(二輪1.75m)以上		
		幅員5.5m(二輪3.5m)以上、一方通行は3.5m(二輪2.25m)以上		
		はり下の高さは、2.3m以上		
		屈曲部(ターンテーブル除く)は、内のり半径5m(二輪3m)以上		
		傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと		
		傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる		
		高さ (第9条)	駐車のに供する部分(車室)のはり下の高さは、2.1m以上	
		避難階段 (第10条)	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない	
		防災区画 (第11条)	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁または特定防災装置によって区画しなければならない	
		換気装置 (第12条)	内部の空気を1時間につき14m ³ /h・m ³ 以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない(窓その他の開口部を有し、喚起に有効な部分の面積が床面積の1/10以上のものは除く)	
照明装置 (第13条)	車路の路面、10ルクス以上			
警報装置 (第14条)	駐車部分の床面、2ルクス以上			
特殊装置 (第15条)	自動車の出入口及び道路交通の安全を確保するために警報装置を設けなければならない			
特殊装置 (第15条)	特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があること(認定がある場合は上記の規定を適用しない)			
駐車料金 (第16条)	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと			
	不当な差別的取扱となる額でないこと			
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること			
明示 (第17条)	利用者の見えやすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない			

※施行令=駐車場法施行令